



LGWAN

Local Government Wide Area Network

総合行政ネットワーク

No.
150

➤ 特集 LGWAN接続団体等が行う手続について

今月号では、新たに総合行政ネットワーク（略称：LGWAN（Local Government Wide Area Network）、以下「LGWAN」という。）の担当になられた方を対象に、LGWANの概要を説明するとともに、LGWANの運営に係る組織を次の三つに区分し、必要となる手続についてご案内します。

- ① LGWAN接続団体（都道府県、市区町村、一部事務組合・広域連合等）
- ② 都道府県及び都道府県 WAN 運営主体
- ③ LGWAN-ASP サービス提供者（都道府県、市区町村、一部事務組合・広域連合、国の府省、特殊法人、地方共同法人、公益法人、民間事業者等）

なお、人事異動や組織改編が行われない場合においても、この機会に確認していただくようお願いいたします。

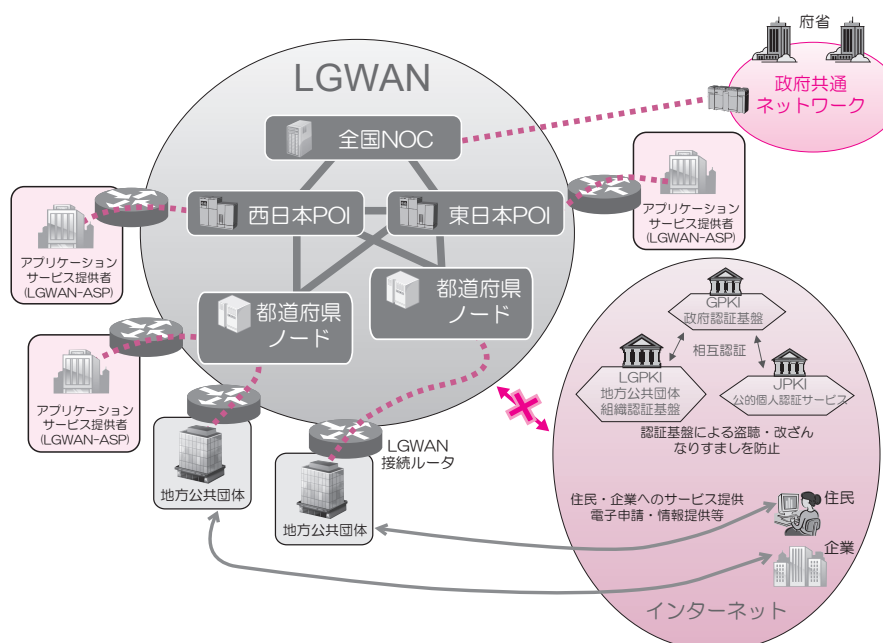
1 LGWANとは

(1) LGWANとは

LGWANは、地方公共団体の組織内ネットワーク

（庁内LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークです（図-1）。

図-1 LGWANのネットワーク構成



すべての都道府県及び市区町村がLGMANに接続しているほか、一部事務組合及び広域連合も接続しています^{※1}。LGMANは、地方公共団体間の情報交換のための基盤として位置づけられており、また、国の府省間ネットワークである「政府共通ネットワーク」^{※2}と相互に接続していることから、地方公共団体と国の府省との行政情報の連携基盤としても機能しています。

(2) LGMANのサービスについて

LGMANは、電子メール、電子掲示板・メーリングリスト等の基本的なサービスにより、地方公共団体及び国の府省等との情報交換・情報共有に利用されています。

また、LGMAN-ASP^{※3}サービスとして各種行政向けアプリケーションが提供されています。LGMAN接続団体は、LGMAN-ASPサービスを利用することにより、標準的で経済的なシステムを導入・利用することができます。LGMAN-ASPでは、地方税電子申告、コンビニ交付、電子申請・届出、電子入札・調達、住民情報システム、地理情報共有、国民・住民保護等、約400のアプリケーションが提供されています。

さらには、政府共通ネットワークを経由した国の府省からも「府省サービス」としてアプリケーションが提供され、各種行政事務における重要インフラとして、その重要性は一層高まっています。

(3) LGMANのセキュリティについて

LGMANは、専用の通信帯域、常時接続性、LGMAN以外の通信とは隔離した閉域性を確保することを条件とする専用回線網で接続されていることに加え、通信経路におけるデータの暗号化、ファイアウォールの設置、侵入検知システム（IDS）の設置といったセキュリティ確保措置を講じています。

また、LGMANでは、安全に電子的な行政手続や文書交換等を行うために、公開鍵基盤（PKI）である地方公共団体組織認証基盤（以下「LGPKI」という。）を整備しています。LGPKIを利用することにより、地方公共団体は、LGMANやインターネット上で送受信される電子文書の盗聴、改ざん、なりすまし、事後否認の脅威を防止し、文書の真正性（文書の作成者が地方公共団体に相違ないこと）を担保することができます。

2

LGMAN接続団体の登録情報の変更手続

LGMAN運営主体は、24時間365日の安定かつ安全な運用を行うため、通信回線網や各LGMAN接続団体の庁内LANとの接続分界点（LGMAN接続ルータ^{※4}）を遠隔から常時監視しています。

LGMAN接続団体のLGMAN接続ルータに障害が発生した場合などに連絡する運用担当者情報等の登録内容について、人事異動や組織改編等により変更が生じた場合は、図-2のLGMAN基本アプリケーション・サービス画面から変更手続を行ってください。なお、図-2の（ ）付き番号は、以下の説明の項目番号を示します。

(1) 総合行政ネットワーク変更届出

主な変更箇所	・ LGMAN 責任者 ・ LGMAN 運用担当者（正） ・ LGMAN 運用担当者（副） ・ LGMAN 責任者及び運用担当者（正）（副）不在時の緊急連絡先
現在の登録情報の確認	https://www.lgman.jp/ 図-2の「(1)」 ※申請画面に現在の登録情報が初期表示されます。
変更手続（申請画面等）	同上 ※変更事項は「⑦その他接続申込時に申請した内容等」にチェックをつけて、「次へ」をクリックしてください。

※1 平成27年3月現在、33の一部事務組合及び広域連合が接続しています。

※2 各府省の府省内LANを結ぶ府省WAN（ワイドエリアネットワーク）。「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）に基づいて整備されたもので、平成9年1月から「霞が関WAN」として運用が開始され、平成25年1月からは「政府共通ネットワーク」に移行しています。

※3 ASP：アプリケーションサービスプロバイダのことで、各種アプリケーションサービスの提供事業者を指します。LGMAN-ASPサービス提供者は、LGMANにおいて地方公共団体向けに各種行政システムを提供しています。

※4 地方公共団体の庁内LANとLGMANを接続するための通信機器。

図-2 LGWAN基本アプリケーション・サービス画面 (https://www.lgwan.jp/)※5

1.LGWAN接続団体		
一般利用者	LGWAN責任者	登録分局責任者
※ LGWAN掲示板及びメーリングリストサービス	※ 組織管理システム (4)	※ 登録分局自己点検システム
※ 地方公共団体アドレス帳サービス ★	※ 地方公共団体基本情報管理システム (6)	
※ 接続団体LGWAN利用環境情報(旧:接続団体情報掲示板)	※ 総合行政ネットワーク変更届出 (1)	
※ 証明書発行等申請管理システム(CIRS) (3)	※ 総合行政ネットワーク変更届出 取扱状況照会	
※ LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請 (2)	※ 接続団体LGWAN利用環境情報(旧:接続団体情報掲示板)管理	
※ LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請 取扱状況照会		
※ アカウント等管理システム (5)		

【留意事項】

ア LGWAN運営主体がLGWAN接続ルータの障害を発見した場合には、この届出に入力された情報に基づき、LGWAN接続団体への連絡等を行います。また、障害発生時などの緊急時には、LGWAN運営主体の委託事業者等に対して、連絡に必要な登録情報の一部を提供することがあります。

イ 届出には、ローカル認証用のユーザID、パスワードを利用してください。ユーザID、パスワードが不明な場合は、メールにより次の連絡先に問い合わせてください。

【連絡先】 地方公共団体情報システム機構

LGWAN全国センター 運営管理担当

LGWAN-Mail : grp_LOC@j-lis.lgwan.jp

ウ 総合行政ネットワーク変更届出の内容は、受理した後、システムを通じて都道府県のLGWAN担当窓口に対し、メールにより自動的に送付されます。これは、「総合行政ネットワーク基本規程」※6に定めるところにより、都道府県が域内市区町村等と連絡及び調整を行う際の最新情報として利用するためです。

(2) LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請

主な変更箇所	・代表者 ・登録担当者 ・技術連絡担当者 [登録担当者が兼務可]
現在の登録情報の確認	http://whois.jp.rs.jp/ ※ JPRS（株式会社日本レジストリサービス）のページで、自団体が登録しているLG.JPドメイン名を「検索キーワード」に入力し、[登録担当者]、[技術連絡担当者]を確認してください。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(2)」

【留意事項】

ア 申請に必要なID及びパスワードの発行は、事前にJPRSが指定したLG.JP取扱事業者である地方公共団体情報システム機構担当窓口（domain-apply@j-lis.lgwan.jp）に依頼してください。

※当該申請画面で利用するID及びパスワードは、「(1) 総合行政ネットワーク変更届出」の手続時に利用するものとは異なります。

イ これまでにオンライン申請を行ったことがある場合は、図-2の「(2)」の申請画面から、登録内容が確認できます。

※5 lgwan.jpドメイン名のサイトの閲覧には、LGWAN接続環境が必要です。以下同様。

※6 総合行政ネットワーク基本規程：http://center.lgwan.jp/library/second2.html#C-1-1

(3) LGPKI 登録分局要員変更申請

主な変更箇所	・登録分局責任者 ・登録分局受付担当者 ・郵便物（完了通知書、電磁的記録媒体等）の返信先情報
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(3)」 ※申請画面で現在の登録情報が初期表示されます。
変更手続（申請画面等）	同上 ※ただし、登録分局責任者印を変更する場合は、登録分局要員変更申請書 ^{※7} を郵送 ^{※8} してください。

【留意事項】

- ア 登録分局の情報は、証明書又はログイン用データの発行等申請における申請者及び申請内容の真正性の確認のための連絡先及び郵送の宛名等として使用します。
- イ オンライン申請にあたっては、登録分局責任者用ログイン用データ^{※9}が必要です。
- ウ 手続を書面で行う^{※10}ことも可能です。

 ここも確認！	LGPKI登録分局の整備 ^{※11} は「総合行政ネットワーク接続約款」 ^{※12} 第22条の5第2項及び「地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱」 ^{※13} 第8条第2項において、LGMAN接続団体の責務として規定されています。
	LGPKI登録分局未整備のLGMAN接続団体においては、早急にLGPKI登録分局の整備を行っていただくようお願いします。 なお、証明書及びログイン用データの更新は有効期限満了の6か月前から可能ですので、お手持ちの証明書、ログイン用データの有効期限満了日を確認の上、計画的な更新手続 ^{※14} を行っていただくようお願いします。

(4) 組織管理システム

主な変更箇所	・組織（部署）名
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「★」 ※地方公共団体アドレス帳サービスの組織検索で都道府県を選択して団体名をクリックすると、登録済みの組織情報が展開されます。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(4)」

【留意事項】

- ア 組織機構を構成する部署の電話番号やメールアドレスを登録するためのシステムであり、登録によって他団体の組織との連携が迅速かつ円滑に実現できるようになります。
- イ ここで登録された組織情報は、「地方公共団体アドレス帳サービス」でLGMAN接続団体に対し公開されます。
- ウ LGPKIの職責証明書及び利用者証明書に組織を設定する場合には、あらかじめ当該システムを利用して組織名を登録しておく必要があります。
- なお、発行済みの職責証明書及び利用者証明書に設定した組織情報に変更がある場合は、その証明書の失効処理後^{※15}、アカウント情報の削除（利用者証明書のみ）及び組織情報（証明書に組織情報が設定されている場合のみ）の削除が必要となります。

 ここも確認！	組織情報の登録は「総合行政ネットワーク接続約款」 ^{※12} 第22条の3において、LGMAN接続団体の責務として規定されています。
---	---

- ※7 登録分局要員変更申請書：「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引 様式」をダウンロードし、申請書の様式を入手してください。<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>
- ※8 配達証明付一般書留郵便にて送付をお願いします。
- ※9 ログイン用データ発行：「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」3.2.1ログイン用データ発行/更新申請手順参照。<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>
- ※10 書面による登録分局要員変更：「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」3.1.2.2 書面による変更参照。<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>
- ※11 登録分局整備：「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」2.4 登録分局の整備に必要な事項及び第3章登録分局の整備に係る手続参照。<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>
- ※12 総合行政ネットワーク接続約款：<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-1-1>
- ※13 地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱：<http://center.lgwan.jp/library/second2.html#C-6-6-1>
- ※14 ログイン用データ又は証明書更新手続：「地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）において有効期限を迎えるログイン用データ、職責証明書及び利用者証明書更新について（お願い）」参照。http://center.lgwan.jp/information/second2.html#PKI_Koushin
- ※15 証明書失効：「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」第4章証明書関連業務参照。<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>

	組織情報未登録のLGWAN接続団体においては、早急に登録を行っていただくをお願いします。
--	--

(5) アカウント等管理システム

主な変更箇所	・組織（部署）名 ・役職名
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「★」※地方公共団体アドレス帳サービスの組織検索で都道府県を選択して団体名をクリックします。さらに赤三角をクリックし、緑マークがついているものがアカウント情報です。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(5)」

【留意事項】

ア LGWANで提供される各種アプリケーション（総合行政ネットワーク変更届出等のLGWAN基本サービス及びLGWAN-ASPサービス）へのアクセスに必要な利用者認証情報を一元管理するためのシステムです。

イ ここで登録されたアカウント情報は「地方公共団体アドレス帳サービス」でLGWAN接続団体に対し公開されます。

ウ LGPKIの利用者証明書発行の際に設定する名義は、あらかじめ当該システムを利用して利用者認証情報を登録しておく必要があります。

なお、発行済みの利用者証明書の名義情報に変更がある場合は、その証明書の失効処理後、アカウント情報の削除及び組織情報（証明書に組織情報が設定されている場合のみ）の削除が必要となります。

(6) 地方公共団体基本情報管理システム

主な変更箇所	・団体概要 ・首長情報 ・議会情報
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「★」※地方公共団体アドレス帳サービスの組織検索で都道府県を選択して団体の団体基本情報をクリックします。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(6)」

【留意事項】

ア 団体情報の共有化を目的として、団体の概要、

首長情報及び議会情報を登録するシステムです。

イ ここで登録された首長、議会等の情報は「地方公共団体アドレス帳サービス」でLGWAN接続団体に対し公開されます。

 ここも確認！	団体基本情報の登録は「総合行政ネットワーク接続約款」※12第22条の3において、LGWAN接続団体の責務として規定されています。 団体基本情報未登録のLGWAN接続団体においては、早急に登録を行っていただくをお願いします。
---	--

3

都道府県及び都道府県WAN運営主体が行う手続

地方公共団体のうち都道府県は、「総合行政ネットワーク基本規程」※6において、市区町村を包括する広域の地方公共団体として、当該都道府県内のすべての市区町村等がLGWANに接続するために必要なファシリティの確保並びに市区町村等との連絡及び調整を行うこととされています。

(1) 都道府県ノードが設置されている室等に関する連絡票

主な変更箇所	・都道府県ノードが設置されている室等に関する情報 ・都道府県ノードが設置されている室等への入館／入室手続
現在の登録情報の確認	本連絡票の提出先に問い合わせください。
変更手続（様式等）	http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-3 「F-1-2-3 別紙1 都道府県ノードが設置されている室等に関する連絡票」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 LGWAN全国センター ヘルプデスク (LGWAN-Mail: lgwan-help@j-lis.lgwan.jp)

【留意事項】

ア 都道府県ノードの設置場所としてハウジングサービスを利用しているかどうかに関わらず、都道府県ノード設備の変更、障害対応等により、LGWAN運営主体等が都道府県ノードに入館・入室するために利用しますので、変更が生じた場合

は手続をお願いします。

(2) 都道府県ノードに接続するその他の回線に関する情報

主な変更箇所	・回線の情報 ・通信事業者保守部門の連絡先 ・回線名義人の緊急連絡先
現在の登録情報の確認	本情報の提出先に問い合わせてください。
変更手続 (様式等)	http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-3 「F-1-2-3 別紙2 都道府県ノードに接続するその他の回線に関する情報」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 LGWAN全国センター ヘルプデスク (LGWAN-Mail: lgwan-help@j-lis.lgwan.jp)

【留意事項】

ア 「総合行政ネットワーク接続約款」^{※12}第2条第1項に規定する、その他の回線により接続しているLGWAN接続団体がある場合に必要の手続です。

(3) 都道府県WAN変更申込書

主な変更箇所	・都道府県WAN責任者 ・運用責任者 ・都道府県WAN責任者及び運用責任者不在時の緊急連絡先
現在の登録情報の確認	本情報の提出先に問い合わせてください。
変更手続 (様式等)	http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-1 「F-1-2-1 都道府県WAN変更申込書」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 LGWAN全国センター ヘルプデスク (LGWAN-Mail: lgwan-help@j-lis.lgwan.jp)

【留意事項】

ア LGWAN接続団体がLGWANに接続するための電気通信回線として、都道府県が域内の地方公共団体等を接続する独自の広域通信ネットワーク

回線網（都道府県WAN）を整備している場合に必要の手続です。なお、「都道府県WAN責任者及び運用責任者不在時の緊急連絡先」については、回線提供事業者を連絡先とすることも可能です。

4 LGWAN-ASPサービス提供者が行う手続

(1) LGWAN-ASPホスティング、通信、ファシリティサービス変更申込書

主な変更箇所	・サービス開始後問い合わせ先 ・サービスリストへの掲載情報（問い合わせ先） ・運用責任者（※） ・運用担当者（※） ・請求書送付先（※） （※）ホスティングサービス提供者のみ
現在の登録情報の確認	本申込書の提出先に問い合わせてください。
変更手続 (様式等)	https://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/application/cms_15763941.html (インターネット) https://www-asp.lgwan.jp/Ainf/kitei/index.html (LGWAN) 「総合行政ネットワークASPホスティングサービス変更申込書」 「総合行政ネットワークASP通信サービス変更申込書」 「総合行政ネットワークASPファシリティサービス変更申込書」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 LGWAN全国センター システム部 LGWAN-ASP担当 Mail: lgwan-asp@j-lis.go.jp (インターネット) lgwan-asp@j-lis.lgwan.jp (LGWAN)

【留意事項】

ア 「主な変更箇所」に記載の項目のみを変更する場合は、申込書の電子データをメールにより送付することで変更手続が完了します。ただし、「主な変更箇所」に記載の項目以外を変更する場合は、郵送による手続が必要となります。

LGWAN-ASPサービス登録／接続状況（平成27年3月16日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の登録／接続状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ	登録：395件	■ホスティング	接続：243件
■通信	登録：175件	■ファシリティ	登録：313件

登録／接続済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しています。

https://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/servicelist/cms_15764241.html